

相模原市災害廃棄物等処理計画 概要版

平成 15 年 5 月策定

平成 22 年 3 月改定

平成 27 年 3 月改定

令和 8 年 6 月改定

相模原市

1 総論

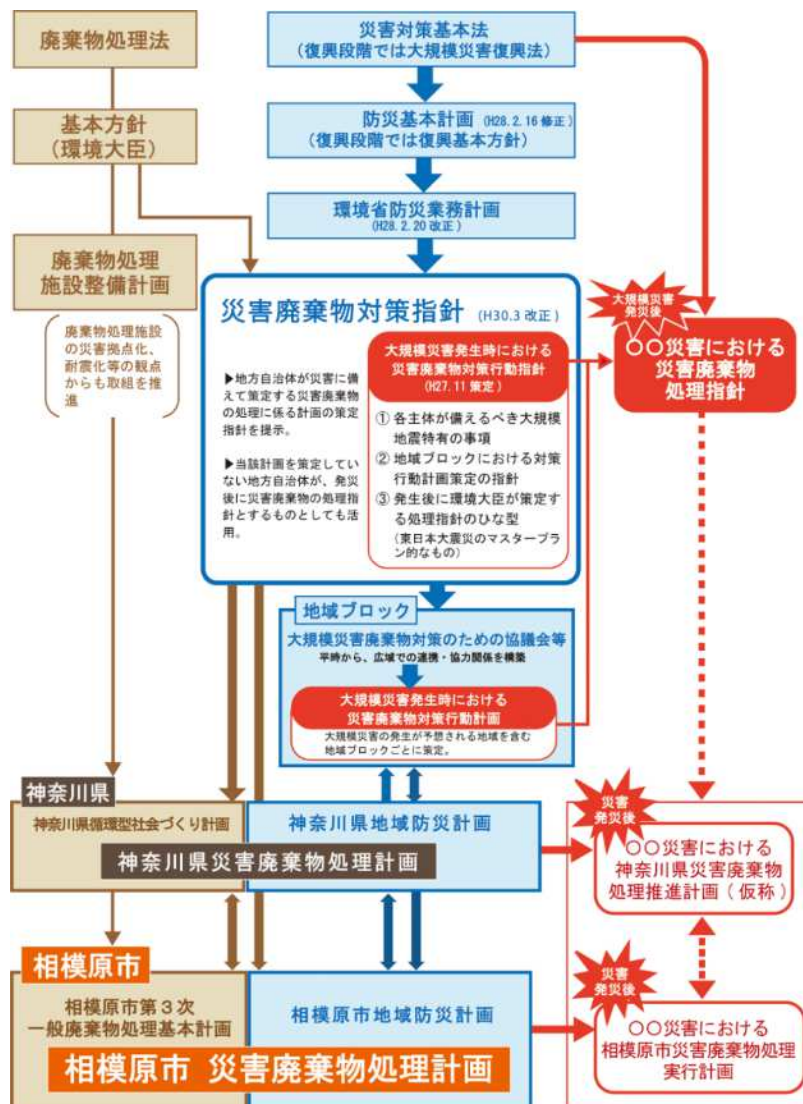
3. 1 相模原市災害廃棄物処理計画の目的

相模原市災害廃棄物等処理計画（以下、「本計画」という。）は、将来発生が予測されている大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として改定したものであり、災害時における環境部の行動指針を示すものである。

3. 2 本計画の位置付け

本計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」や、「災害廃棄物対策指針（環境省 平成 30 年 3 月改訂）」及び「神奈川県災害廃棄物処理計画（令和 6 年 3 月改訂）」を踏まえ、「相模原市防災アセスメント調査（令和 7 年 11 月。以下「防災アセス」という。）」や「相模原市地域防災計画（令和 7 年 5 月修正。以下「市地域防災計画」という。）」との整合を図るものである。

図 1 計画の位置付け



3. 3 災害廃棄物等処理の基本方針

災害廃棄物等の処理に関する基本方針を以下に定める。

- ① 計画的な処理
- ② 衛生的な処理
- ③ 再資源化を前提とした処分
- ④ 安全な処理
- ⑤ 環境に配慮した処理

3. 4 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害、火山災害等の自然災害を対象とする。

地震災害とは、大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発、その他の異常な現象により生じる被害をいう。

風水害とは、大雨、台風、低気圧、前線、竜巻等の突風により生じる被害をいう。

火山災害とは、火山活動により発生する火山灰等により生じる被害をいう。

3. 5 対象となる廃棄物の種類

災害時には、災害廃棄物の処理と同時に、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って発生する一般廃棄物等の処理も必要となる。

事業系廃棄物は、原則として排出者責任の下、事業者が処理を行うこととするが、平常時において本市が収集を行っている事業系一般廃棄物は、計画に含めて検討する。

表 1 対象とする災害廃棄物の種類

災害によって発生 (災害廃棄物)	片付けごみ	災害により家具・家電等の家財が廃棄物になったもの
	解体廃棄物	損壊家屋等の解体により発生する廃棄物
	その他 災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 その他、災害に起因する廃棄物
被災者や避難者の 生活に伴い発生	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ (通常生活により排出されるものは除く)
	避難所ごみ	避難施設等で排出される生活ごみ
	し尿	簡易トイレ(災害用携帯型簡易トイレ) 避難施設等の仮設トイレからのし尿 災害に伴って便槽に流入した汚水
事業系一般廃棄物		事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)

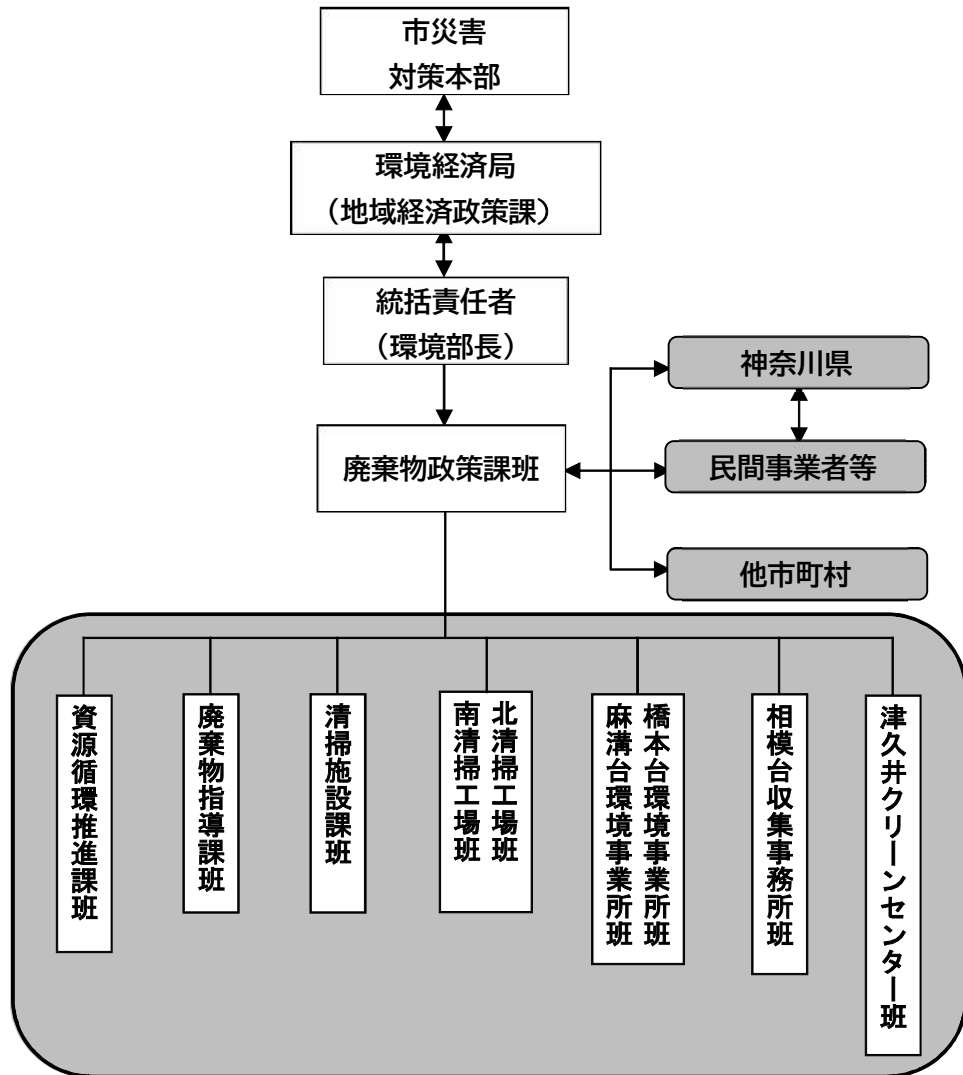
出典「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月 環境省)を一部編集

2 災害廃棄物処理対策

2. 1 災害廃棄物等対策組織

市地域防災計画に基づいて災害対策本部が設置された場合、環境部長の指示の下、以下のとおり災害廃棄物等対策組織を編成する。

図 2 災害廃棄物等対策組織図



2. 2 協力支援体制

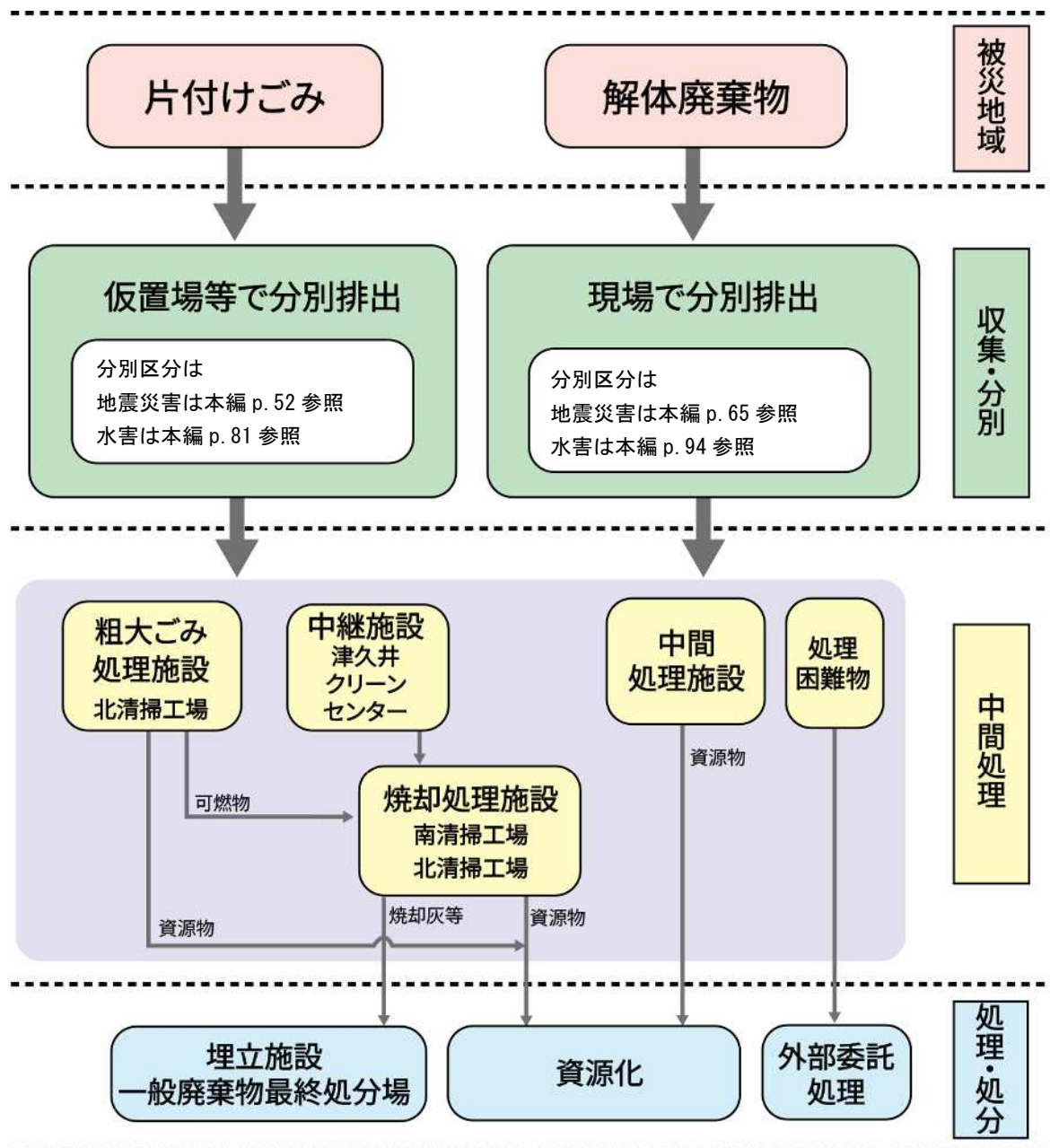
本市は、他の実施主体等（県、近隣自治体、事業者、市民）と協力・連携して災害廃棄物の処理を行う。また、状況により国、自衛隊・警察・消防及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を構築する。関係事業者との協定に基づく支援の要請及び受入れの連絡調整は、廃棄物政策課班が窓口となって行う。

また、災害廃棄物の処理を円滑に進め、早期の復旧・復興を実現するためには、ボランティアによる協力が不可欠である。発災時にボランティアの協力が得られるよう、平常時から分別の必要性や排出方法等について、双方で確認しておく。

2. 3 片付けごみ・解体廃棄物の処理対策

損壊家屋の片付けごみ・解体廃棄物の処理フローを以下に示す。処理は本市が有する焼却工場、その他の施設及び一般廃棄物最終処分場において行うことを原則とする。片付けごみや解体廃棄物の増加に対応するため仮置場が設置された場合は、選別・破碎等を行ったうえで、清掃工場において順次処分する。

図 3 片付けごみ・解体廃棄物の処理フロー



出典「第3次相模原市一般廃棄物処理計画」(令和6年3月)を一部編集

2. 4 仮置場

(1) 仮置場等の種類と機能

仮置場は、道路障害物等の災害廃棄物や被災した市民が片付けごみや損壊家屋の解体廃棄物を一時的に排出する場所となる1次仮置場と、災害廃棄物を保管し、資源化と適正処理のための諸作業を行う2次仮置場に分けて設置する。

(2) 仮置場候補地の選定

候補地選定は、市有地の公園や運動広場等を基本に選定を行う。しかし、必要面積の確保が困難な場合等は、やむを得ず民有地、県有地、国有地を借地する場合も想定されるため、賃借契約や返還等の規定、返却ルールを検討する。

表 2 仮置場候補地の条件

仮置場の種類	選定条件	必要想定面積・箇所		
		南区	中央区	緑区
1次仮置場	概ね 5,000 m ² 程度の オープンスペース	9,000 m ² 7~12 箇所程度	9,000 m ² 4~8 箇所程度	6,000 m ² 3~6 箇所程度
2次仮置場 (破砕機を設置)	概ね 20,000 m ² 以上の オープンスペース	100,000 m ² 2 箇所程度	100,000 m ² 2 箇所程度	60,000 m ² 2 箇所程度
2次仮置場 (破砕機、仮設焼却炉を設置)	概ね 150,000 m ² 程度の 大規模なオープン スペース	市内で 1 箇所 (民地借用の場合)		

(3) 仮置場必要面積の推計

東部地域直下地震(冬の18時)により本市で想定される災害廃棄物(片付けごみ)の発生量と、それを仮置きするのに必要な仮置場の必要面積を以下に示す。発災時は災害廃棄物の運搬能力や処理の進行状況によって必要面積の見直しを行う。

表 3 震災廃棄物推計発生量に対する必要仮置場面積

項目		推計発生量 (万 t)	①最大仮保管容量 (万 m ³)	②仮置場必要面積 (万 m ² =ha)
東部直下地震	中央区	2.6	2.1	0.9
	南区	2.8	2.3	0.9
	緑区	1.8	1.4	0.6
	全市	7.1	5.9	2.3

※積み上げ高さは5m、作業スペース割合は1とした。

※全壊・半壊の木造・非木造棟数の割合が不明のため、全市の木造棟数、非木造棟数の割合を用いて、全壊・半壊の木造・非木造棟数を算出している。

(4) 事前の備え

仮置場を管理・運営するためには、受付、出入口の交通誘導員、分別指導員等が必要となる。特に発災初期は人員の確保に時間を要することが多いため、円滑に人員を確保できるよう、あらかじめ庁内での支援体制を構築しておく。

また、災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておき、可能なものについては備蓄しておく。

2. 5 生活ごみ（生活ごみ・避難所ごみ）の対策

（1）生活ごみ・避難所ごみ発生量の推計

本市の想定地震による生活ごみ・避難所ごみの推計結果を以下に示す。

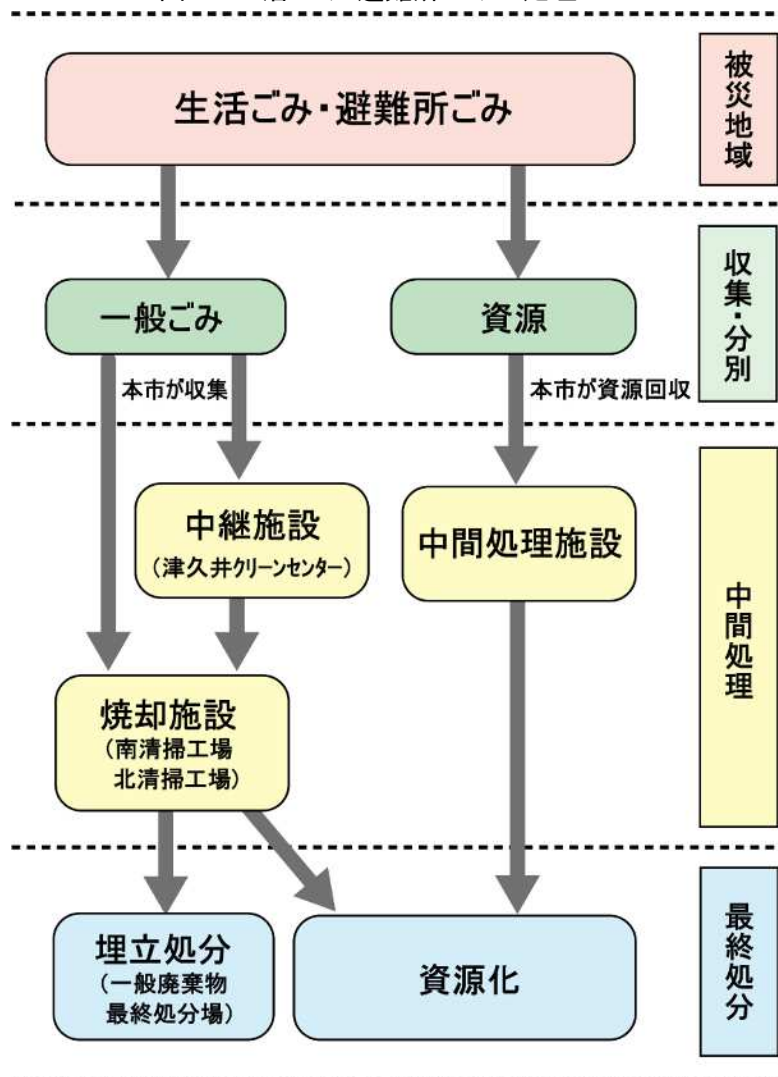
表 4 生活ごみ・避難所ごみの発生量推計結果

項 目		災害時の排出量
生活ごみ	可燃ごみ	26,622t
	粗大ごみ又は不燃系ごみ	3,663t
避難所ごみ		31,610 kg/人・日

（2）処理フロー

生活ごみは、平常時と同様に収集し、平常時にごみ処理を行う焼却施設等へ運搬して処理を行う。避難所ごみについても同様の対応を行う。

図 4 生活ごみ・避難所ごみの処理フロー



2. 6 し尿の処理対策

(1) し尿発生量の推計

地震発生後の1日当たりし尿発生量の推移(市東部直下地震)を以下に示す。

表 5 地震発生後の1日当たりし尿発生量の推移(市東部直下地震)

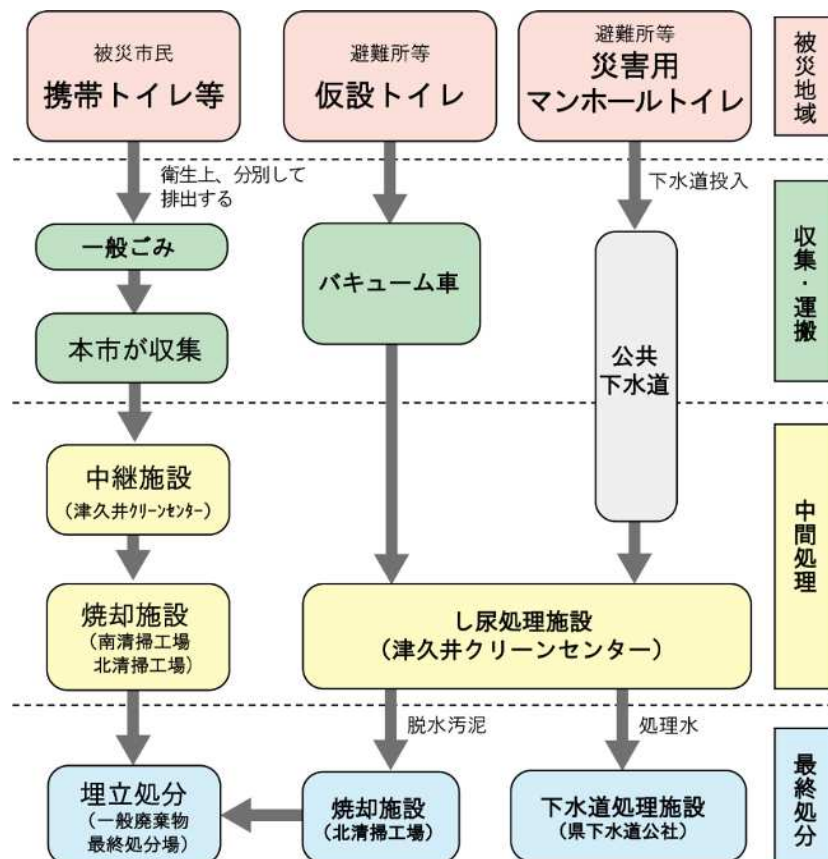
	非水洗化区域 し尿収集人口 (人)	仮設トイレを 必要とする人数 (人)	合計人数 (人)	1日当たり し尿発生量 (kℓ)	地震発生前を100 とする増減率
地震発生前	2,289*	0	2,289	3.9	100.0%
地震発生当日	2,218	286,617	288,835	491.0	12,618.4%
一週間後	2,116	243,055	245,171	416.8	10,710.8%
1か月後	2,215	53,274	55,489	94.3	2,424.1%

※令和5年度一般廃棄物処理実態調査(環境省)より引用

(2) 処理フロー

仮設トイレのし尿のほか、断水等により携帯トイレ・簡易トイレの使用も見込まれる。これら使用済みの携帯トイレ等の収集運搬・処理等は、一般ごみとして収集し、処分する。

図 5 し尿の処理フロー



2. 7 市民・ボランティアへの広報

災害廃棄物の分別の重要性やその方法、仮置場の設置の考え方等について、広報紙、ホームページ、災害廃棄物ハンドブック等において啓発・周知を行う。また、発災時の情報入手場所等についても事前に案内を行う。

3 震災廃棄物等処理計画

3. 1 地震災害の被害想定

(1) 想定する地震災害

防災アセスにより想定されるマグニチュード7クラスの直下地震は、本市東部で発生する場合と本市西部で発生する場合の2つが想定されている。

本計画では、建物被害において最も大きな被害をもたらすと予測される東部地域直下を震源とし、冬の18時に発生する地震（震度5強～6強）を、想定する地震災害とした。

(2) 震災廃棄物の発生量

防災アセスによる、想定地震により発生する区ごとの震災廃棄物量の推計結果を以下に示す。

表 6 震災廃棄物量の推計結果(東部直下地震 冬 18時)

区	全体量 (t)	建物解体による 災害廃棄物量 (t)	建物解体以外による 災害廃棄物量 (t)
緑区	398,612	302,497	96,115
中央区	710,174	543,227	166,947
南区	722,190	529,906	192,284
全市	1,830,976	1,375,631	455,346

※全ての表中の数値は概数で示されているため、集計が一致しないことがある。

出典「相模原市防災アセスメント調査」(令和7年11月)

(3) 時期区分と業務の内容

発災してから災害廃棄物の本格的な処理を行う期間を以下のとおり区分する。大規模な災害においても、最長で3年を目安に災害廃棄物処理の完了を目指す。

なお、表中の時間の目安は、災害の大きさによって異なるため、発災後の運用においては、適切な目標時間を設定する。

表 7 時期区分と業務の内容

時期区分	時間の目安	主な業務
災害予防(平常時)	—	・災害廃棄物等処理計画の改定・見直し ・協定の締結等
初動期(発災～数日間)		・災害廃棄物等対策組織の設置 ・被害状況の確認 ・必要資機材の確保等
応急対策	前期(～3週間程度)	・優先的な処理が必要な災害廃棄物処理
	後期(～3か月程度)	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備
復旧・復興対策	～3年程度	・災害廃棄物等の処理

(4) 震災廃棄物等の処理スケジュール

発災後から復旧・復興期まで、震災廃棄物等の処理について必要な事務を以下に示す。

表 8 震災廃棄物処理スケジュール表

項目	初動期 (数日間)		応急対策期 前期 (～3週間程度)		後期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (～3年程度)
	<計画・進行管理>					
組織体制の整備	職員の安否確認		組織体制の構築		進行管理	
			受援体制の構築		支援の受入れ	
実行計画の策定	基本方針の策定・発表		実行計画の策定・発表		必要に応じて随時見直し、改訂発表	
発生量推計 要処理量の算定	発生量暫定値算定・発表		発生量・要処理量・処理可能量の推計、発表(随時)			
記録 国庫補助金事務	記録		記録、状況報告(随時)		報告書提出	
					査定	
<災害廃棄物の処理>						
仮置場の 設置・運営	仮置場の選定・確保		1次仮置場の設置・運営、処理施設への運搬		原状回復	
			県と協議		2次仮置場の設置・運営、処理施設への運搬	
					環境モニタリングの実施	
処理・処分			可能性把握		試験処理	
					搬入、中間処理、最終処分	
						中間処理、最終処分、必要に応じて広域処理
緊急的に実施する 道路啓開・建物等の損壊物	障害物の除去		解体、1次仮置場への運搬			
被災現場に散乱した 災害廃棄物			散乱廃棄物の収集、1次仮置場への運搬			
災害 廃棄物 の 処理	し尿	体制確保、市民への広報		収集、処理施設への運搬		
	避難所ごみ	体制確保、市民への広報		収集、処理施設への運搬		
片付けごみ	体制確保、市民への広報		収集、処理施設への運搬			
			中間処理、最終処分、必要に応じて広域処理			
損壊家屋解体廃棄物 (自費解体・公費解体)	自費解体、要綱の制定等		費用償還の案内	費用償還の申請受付		
	公費解体、被災状況の集約		範囲決定・公表	申請受付	立会確認	解体、現場分別、運搬(処理場・仮置場)
					環境モニタリングの実施	

3. 2 初動期

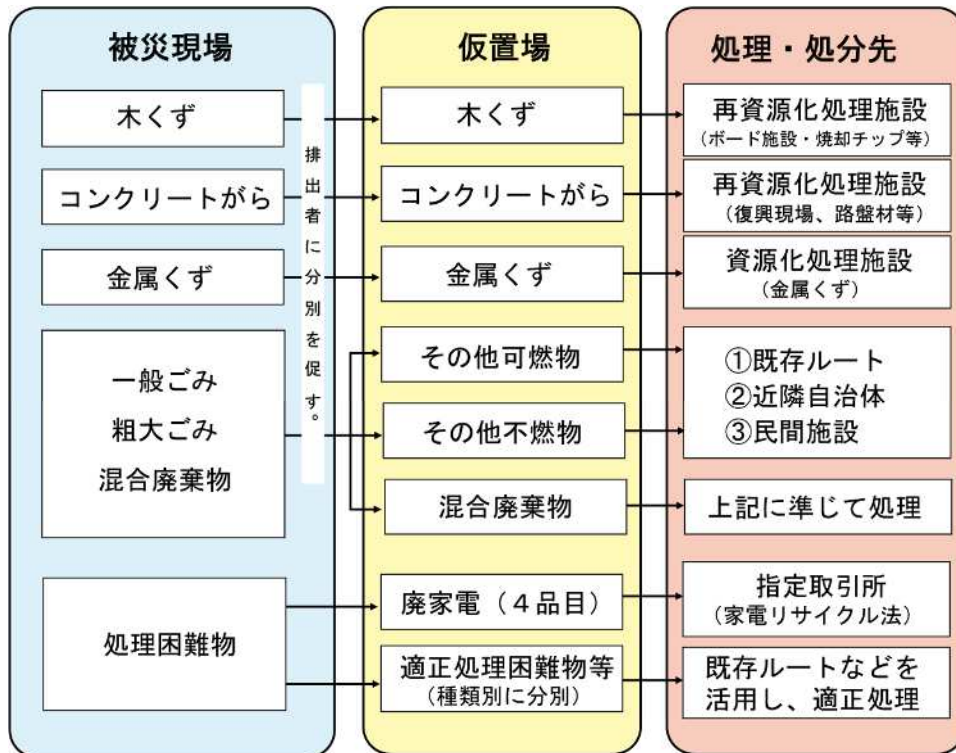
(1) 災害廃棄物等対策組織の設置

発災後、災害対策本部の設置が発令された場合は、災害廃棄物政策課班は速やかに災害廃棄物等対策組織を設置し、応急対策を行う。

(2) 片付けごみの処理

片付けごみは1次仮置場に集積する。分別区分は、被災市民の協力を得るために、普段の家庭ごみに則り、わかりやすい区分とする。

図 6 地震災害時の片付けごみの処理フロー



※処理・処分先の受入基準に合わせて、適宜より詳細な選別を行う

(3) 仮置場の設置・運営

道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要がある損壊建物等や、市民が排出する災害廃棄物のうち処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に1次仮置場を設置する。

運営に当たっては、分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、搬入量・搬出量を把握し、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する。

(4) 生活ごみ・避難所ごみの処理

生活ごみの収集運搬、処理については、腐敗性が高く、衛生上速やかに処理を必要とするごみ(生ごみ等)から優先的に行い、原則として平常時の収集方法、処理体制で実施する。

災害の規模が大きく処理しきれない場合には、他市町村との相互援助協定や業界団体等との支援協定に基づいて支援を依頼する。

(5) し尿の収集・処理

し尿処理は、原則として平常時と同様の体制で実施する。停電や断水により携帯トイレが使用された場合は、一般ごみとして収集し、処理・処分先へ運搬する。

仮設トイレのし尿は、設置後翌日から回収が必要となるため、被害状況をもとに仮設トイレ必要基数やし尿の発生量を推計する。

し尿を収集運搬するバキュームカーや収集作業員が不足する場合は、他市町村との相互援助協定に基づき臨時配車要請を行い確保する。

(6) 市民・ボランティアへの広報

広報は、片付けごみが排出されるタイミングまでに実施し、公衆衛生の確保の観点から、ごみの排出方法や仮置場の場所、収集スケジュール等、留意事項等を広報する。

特に災害廃棄物の排出時の分別については、市民・ボランティアの理解が得やすくなるよう、普段の家庭ごみに則り、わかりやすい分別区分とする。

避難所生活者に向けては、避難所の掲示板等で周知する。在宅又は避難所外の避難者に対しては、ホームページ、チラシの配布、スマートフォンアプリの活用など、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、複数の手段を選択して広報を展開する。

(7) 受援体制の整備

本市だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合は、平常時に締結した他市町村との相互援助協定や、業界団体等との支援協定を活用する。

また、D.Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム等については、県が窓口となって県外の自治体等に対して人材や資機材の支援や、災害廃棄物の処理を要請する。

(8) 記録

災害対応の検証や災害等廃棄物処理事業費補助金の申請の基礎資料として、被災状況、対応状況等の内容や写真等の記録を行う。特に発災直後の混乱期の資料は失われやすく、時間の経過とともに資料の散逸や記憶の忘却等が起こり得るため、可能な限り早期から記録を開始し、時間と場所が明確に分かるように整理する。

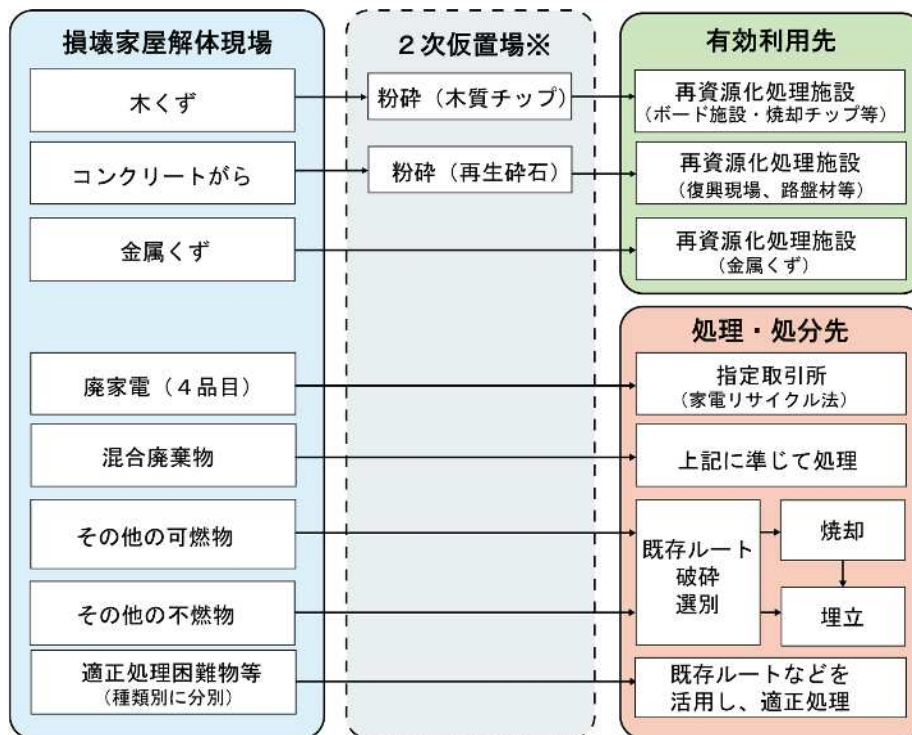
3. 3 応急対策

(1) 損壊家屋の解体廃棄物の処理

解体廃棄物は、できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とする。効率的な収集運搬のために、被災現場やその近傍に積替え保管場を設置することも検討する。

また、建物被害の状況に応じて公費解体に向けた準備、被災建物の費用償還（自費解体）の案内を開始する。手順については「公費解体・撤去マニュアル第5版（令和6年6月 環境省）」、「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（令和6年8月 環境省）」を参考に準備を進める。

図 7 地震災害時の解体廃棄物等の処理フロー



※原則として2次仮置場は設置せず、直接、有効利用先・処理・処分先へ搬出する

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、本計画及び処理方針に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画は、発生した被害状況に即し、具体的な集積・運搬、受入、処理作業計画を定める。作成した実行計画は、県に提出する。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金対応

被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害等報告書（発災後2ヶ月程度）を作成のうえ、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請を行う。

災害等報告書の作成は、環境省が作成した「災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）」に記載された様式に従って作成する。

3. 4 復旧・復興対策

(1) 片付けごみ・解体廃棄物の処理

発災直後に把握できなかった被害の詳細や、災害廃棄物の処理に当たって判明した課題等に対応するため、適宜実行計画を見直す。実行計画を見直した際は、県に提出する。

損壊家屋の解体については、優先順位の高い損壊家屋の解体・撤去が完了後も、引き続き、解体・撤去が必要な損壊家屋については順次対応する。

仮置場は実行計画に基づいて運用するが、設定した処理期間内に処理が完了できない場合は、中間処理（仮設による破碎・選別等）を行う2次仮置場の設置を検討する。

また、仮置場が不要になり、原状回復を行うときは、土壌分析等により土地の安全性を確認する。

(2) 市民・ボランティアへの広報

災害廃棄物処理は長期間に及ぶことから、被災者支援に関する広報を継続する。

市民の協力を得るため、仮置場への搬入通行禁止・不可ルート等を明示し、災害廃棄物処理の進捗状況、仮置場周辺等の環境モニタリングの実施結果等の最新情報を市民・ボランティアに周知する。

仮置場等を閉鎖する場合は、閉鎖する旨と閉鎖後に排出される災害廃棄物の処理方法を周知する。

(3) 記録

災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に活用するため、応急対策期から引き続き、被災現場や仮置場等の災害廃棄物処理対応の状況を写真等により逐次記録する。

4 水害廃棄物等処理計画

4. 1 水害の被害想定

(1) 想定する水害

防災アセスでは、相模川、境川、鳩川、道保川、串川、道志川の6河川で浸水を想定している。また、境川では両岸が護岸整備されており、川の側まで宅地等に利用されているが、境川の河川流路が狭いため、集中的な豪雨があった場合は、排水路などの排水能力を超え、地表に水があふれる都市型の水害（内水氾濫）が発生する可能性が高い。

(2) 水害に伴う廃棄物処理の留意点

大規模な水害が発生した場合、家屋の浸水による被害が多くなる。水が引けばすぐに住民による片付けが始まるため、片付けごみの排出場所を一刻も早く決定し、市民へ周知する。また、水分を含み重量が増したもの（例：畳、布団等）も排出されることから、積込み、積降しに必要な作業員や重機等を多めに準備する。

(3) 時期区分と業務の内容

水害による災害は、地震災害とは異なり、気象庁等の情報により、発災前からある程度予見が可能である。発災前から収集した情報をもとに、あらかじめ検討しておいた収集運搬体制、仮置場及び市民広報等を準備し、発災直後から初動対応業務等を迅速に行動に移す体制を整える。

大規模な災害においても、最長で3年を目安に災害廃棄物処理の完了を目指す。なお、表中の時間の目安は、災害の大きさによって異なるため、発災後の運用においては、適切な目標時間を設定する。

表 9 時期区分と業務の内容

時期区分	時間の目安	主な業務
災害予防（平常時）	—	・ 災害廃棄物等処理計画の改定・見直し ・ 協定の締結等
発災直前	発災直前	・ 災害廃棄物等対策組織の確認 ・ 必要資機材、収集運搬体制、仮置場及び市民広報などの準備 ・ 気象予報、暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報及び指定河川洪水予報等の情報の収集
初動期（発災～数日間）		・ 災害廃棄物等対策組織の設置 ・ 被害状況の確認 ・ 必要資機材の確保等
応急対策	前期（～3週間程度）	・ 優先的な処理が必要な災害廃棄物処理
	後期（～3か月程度）	・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備
復旧・復興対策	～3年程度	・ 災害廃棄物等の処理

(4) 水害廃棄物の処理スケジュール

発災直前から復旧・復興期まで、水害廃棄物等の処理について必要な事務を以下に示す。

表 10 水害廃棄物処理スケジュール表

項目	発災直前	初動期		応急対策期		復旧・復興期
		(数日間)		前期 (~3週間程度)	後期 (~3か月程度)	
<計画・進行管理>						
組織体制の整備		職員の安否確認				
		組織体制の構築		進行管理		
		支援体制の構築		支援の受入れ		
実行計画の策定		基本方針の策定、発表				
			実行計画の策定・発表		必要に応じて随時見直し、改訂発表	
発生量推計 要処理量の算定			発生量暫定値算定・発表	発生量・要処理量・処理可能量の推計、発表(随時)		
記録 国庫補助金事務		記録		記録、状況報告(随時)	報告書提出	査定
<災害廃棄物の処理>						
仮置場の 設置・運営		候補地の選定、 関係者との調整	仮置場の選定・確保		1次仮置場の設置・運営、処理施設への運搬	
					環境モニタリングの実施	
処理・処分				可能性把握	試験処理	搬入、中間処理、最終処分
				中間処理、最終処分、必要に応じて広域処理		
緊急的に実施する 道路啓開・建物等の損壊物		障害物の除去		解体、1次仮置場への運搬		
被災現場に散乱した 災害廃棄物		散乱廃棄物の収集、1次仮置場への運搬				
災害 廃棄物 の 処理	し尿	収集運搬体制の調整	体制確保、市民への広報		収集、処理施設への運搬	
	避難所ごみ	避難所情報の収集	体制確保、市民への広報		収集、処理施設への運搬	
片付けごみ	収集運搬体制の調整	体制確保、市民への広報		収集、処理施設への運搬		
				中間処理、最終処分、必要に応じて広域処理		
損壊家屋解体廃棄物 (自費解体・公費解体)		自費解体、要綱の制定等		費用償還の案内	費用償還の申請受	
		公費解体、被災状況の集約		範囲決定・公表	申請受付	立会確認
					解体、現場分別、運搬(処理場・仮置場)	
				環境モニタリングの実施		

4. 2 発災直前の準備・体制

(1) 情報収集と共有

気象予報、大雨、洪水、暴風の警報及び指定河川洪水予報等の情報を収集する。

(2) 処理・処分体制の準備

処理・処分場である本市直営のごみ処理施設、し尿処理施設及び委託先の資源中間処理施設における浸水等への防災対策の確認を行う。また、1次仮置場候補地の状況を確認し、地元関係者、関係部署との調整を行う。

(3) 市民・ボランティアへの公報

浸水の可能性が低い2階等へ貴重品を移動させる等、被害を最小限に抑えるための行動を周知する。

災害時のごみの出し方、分別方法、1次仮置場等の開設情報を、片付けごみが排出されるタイミングまでに、広報のひな形やチラシ・ホームページ等、複数の手段を利用して周知する。

4. 3 初動期

(1) 災害廃棄物等対策組織の設置

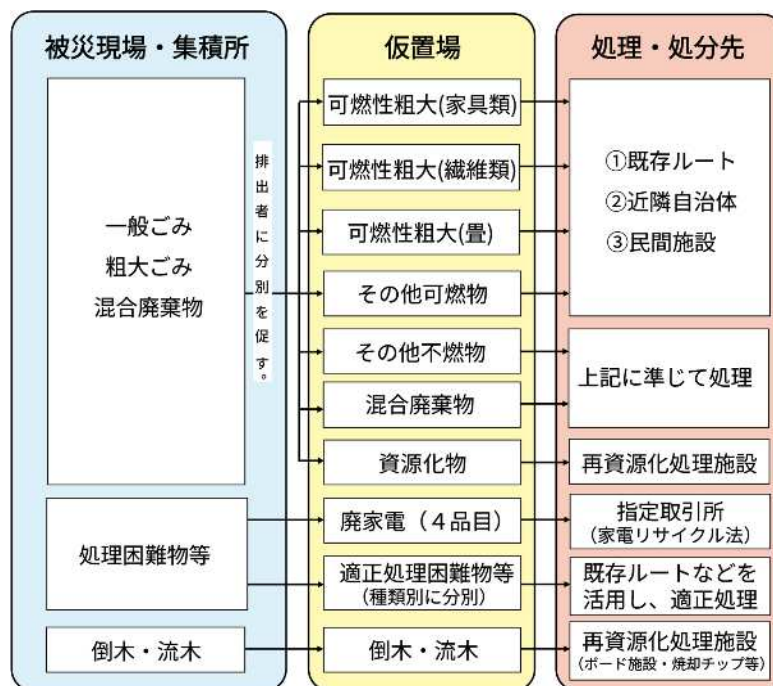
発災後、災害対策本部の設置が発令された場合は、災害廃棄物政策課班は速やかに災害廃棄物等対策組織を設置し、応急対策を行う。

(2) 片付けごみの処理

片付けごみは1次仮置場に集積する。分別区分は被災市民の協力を得るために、普段の家庭ごみに則り、わかりやすい区分とする。

なお、水害廃棄物は特性上、長期に仮置きすると、腐敗や悪臭の原因となるため、可燃物はできるだけ速やかに清掃工場に搬入し、処理を行うものとする。

図 8 水害時の片付けごみの処理フロー



※処理・処分先の受入基準に合わせて、適宜より詳細な選別を行う

(3) 仮置場の設置・運営

被災地周辺に浸水家屋からの畳、家具等の一時的な滞留場として1次仮置場を設置する。1次仮置場は、平常時に検討した候補地より選定することを基本とし、水害の規模、廃棄物の特徴及び発生量、避難者の状況等を考慮する。

運営に当たっては、分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、搬入量・搬出量を把握し、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する。また、水分を含んだ畳等は腐敗、発酵して発熱する可能性があるため、保管には留意し、優先的に処理施設へ搬送する。

(4) 生活ごみ・避難所ごみの処理

生活ごみの収集運搬、処理については、浸水が解消された直後から安全性を確認したうえで収集を開始する。腐敗性が高く、衛生上速やかに処理を必要とするごみ（生ごみ等）から優先的に行い、原則として平常時の収集方法、処理体制で実施する。

災害の規模が大きく処理しきれない場合には、他市町村との相互援助協定や業界団体等との支援協定に基づいて支援を依頼する。

(5) し尿の収集・処理

し尿処理は、原則として平常時と同様の体制で実施する。水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽は、速やかに汲み取り、清掃を行う。

仮設トイレのし尿は、設置後翌日から回収が必要となるため、被害状況をもとに仮設トイレ必要基数やし尿の発生量を推計する。

し尿を収集運搬するバキュームカーや収集作業員が不足する場合は、他市町村との相互援助協定に基づき臨時配車要請を行い確保する。

(6) 市民・ボランティアへの公報

水害の場合、水が引くと一斉にごみが排出されるため、市民やボランティアに対する広報は、片付けごみが排出されるタイミングまでに実施する。水害廃棄物の排出方法や仮置場の場所、収集スケジュール、留意事項等を避難市民及び在宅市民のいずれにも広報できるよう努める。

避難所生活者に向けては、避難所の掲示板等で周知する。在宅又は避難所外の避難者に対しては、ホームページ、チラシの配布、スマートフォンアプリの活用など、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、複数の手段を選択して広報を展開する。

(7) 受援体制の整備

本市だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合は、平常時に締結した他市町村との相互援助協定や、業界団体等との支援協定を活用する。

また、D.Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム等については、県が窓口となって県外の自治体等に対して人材や資機材の支援や、災害廃棄物の処理を要請する。

(8) 記録

災害対応の検証や災害等廃棄物処理事業費補助金の申請の基礎資料として、被災状況、対応状況等の内容や写真等の記録を行う。特に発災直後の混乱期の資料は失われやすく、時間の経過とともに資料の散逸や記憶の忘却等が起り得るため、可能な限り早期から記録を開始し、時間と場所が明確に分かるように整理する。

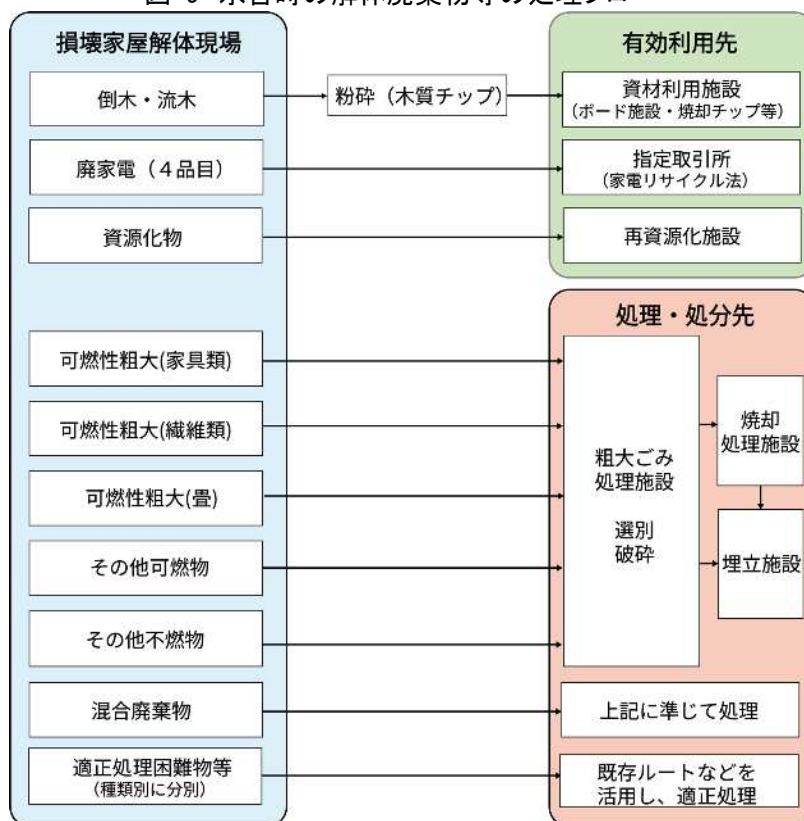
4. 4 応急対策

(1) 損壊家屋の解体廃棄物の処理

解体廃棄物は、できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とする。効率的な収集運搬のために、被災現場やその近傍に積替え保管場を設置することも検討する。

また、建物被害の状況に応じて公費解体に向けた準備、被災建物の費用償還（自費解体）の案内を開始する。手順については「公費解体・撤去マニュアル第5版（令和6年6月 環境省）」、「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（令和6年8月 環境省）」を参考に準備を進める。

図 9 水害時の解体廃棄物等の処理フロー



※ 2次仮置場は設置せず、直接、有効利用先・処理・処分先へ搬出する

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災後は、本計画及び処理方針に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画は、発生した被害状況に即し、具体的な集積・運搬、受入、処理作業計画を定める。作成した実行計画は、県に提出する。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金対応

被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害等報告書（発災後2ヶ月程度）を作成のうえ、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請を行う。

災害等報告書の作成は、環境省が作成した「災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）」に記載された様式に従って作成する。

4. 5 復旧・復興対策

(1) 片付けごみ・解体廃棄物の処理

水害廃棄物には、土砂が多量に混入する場合があります。処理に当たって水分の影響で木くず等に付着した土砂分の分離を難しくなる等、水害廃棄物の処理は留意が必要である。

発災直後に把握できなかった被害の詳細や、災害廃棄物の処理に当たって判明した課題等に対応するため、適宜実行計画を見直す。実行計画を見直した際は、県に提出する。

損壊家屋の解体については、優先順位の高い損壊家屋の解体・撤去が完了後も、引き続き、解体・撤去が必要な損壊家屋については順次対応する。

仮置場は実行計画に基づいて運用する。畳・カーペットは、保管スペースの確保や早期の乾燥のため、可能な限りカッターによる切断(1/3程度に)等の対応を行う。設定した処理期間内に処理が完了できない場合は、中間処理(仮設による破碎・選別等)の設置を検討する。

また、仮置場が不要になり、原状回復を行うときは、土壌分析等により土地の安全性を確認する。

(2) 市民・ボランティアへの公報

災害廃棄物処理は長期間に及ぶことから、被災者支援に関する広報を継続する。

市民の協力を得るため、仮置場への搬入通行禁止・不可ルート等を明示し、災害廃棄物処理の進捗状況、仮置場周辺等の環境モニタリングの実施結果等の最新情報を市民・ボランティアに周知する。

仮置場等を閉鎖する場合は、閉鎖する旨と閉鎖後に排出される災害廃棄物の処理方法を周知する。

(3) 記録

災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に活用するため、応急対策期から引き続き、被災現場や仮置場等の災害廃棄物処理対応の状況を写真等により逐次記録する。

5 火山灰等廃棄物について

4. 1 火山災害の被害想定

(1) 想定する火山災害

本市の周辺には富士山や箱根山等の活火山がある。このうち富士山については、富士山火山防災対策協議会により富士山ハザードマップが改定（令和3年3月）された。

内閣府の降灰対策検討WGでは、富士山の宝永規模の噴火（西南西風が卓越し、人口・資産への影響が大きくなる風向き）をモデルケースとしていることから、本計画の想定火山災害は、富士山の宝永規模の噴火とする。

(2) 富士山噴火時の被害想定

本市においては、溶岩流が緑区の一部に到達する可能性が示されている。また、約2cmから30cmの灰の堆積が想定されている。

4. 2 災害予防

(1) 降灰により予想される主な影響

降灰対策検討WGの報告書では、富士山近傍において粗粒の火山灰の重みによる建物被害が生じる一方、中間・遠隔地域では細粒の火山灰が堆積し、雨樋等の非構造部材の損傷や、降雨による洪水流堆積物に近い様相を呈した火山灰の発生が想定されている。

平常時の対応として、地震などの災害と同様の準備を基本としつつ、以下に示す降灰対策用品を確保する。

表 11 降灰対策特有の家庭での備蓄品目の例

備蓄品目	数量、詳細
防塵マスク	1日当たり必要量1個※
防塵ゴーグル	1人当たり必要量1個
清掃用具	ほうき、スコップ、シャベル、収集袋等

出典「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（令和7年3月 内閣府）

(2) 想定される処理スケジュール

処理スケジュールは、降灰量に大きく左右される。震災災害や水害災害と違い、被害が長期化する恐れがあることから、除灰作業が必要な場合の廃棄物等の処理については、道路部局と連携し、処理スケジュールを検討していく必要がある。

(3) 仮置場候補地の選定

仮置場候補地の選定にあたっては、地震災害や、水害を想定した災害廃棄物の仮置場等の選定方法を基本的な考え方とする。

なお、火山灰は火山噴火による廃棄物とは分けて仮置きする。

(4) 市民・ボランティアへの広報

想定される片付けごみの排出の時期や火山灰の取扱い方法等について、事前に市民・ボランティアに向けて広報を行う。また、作業時における火山灰の吸引防止対策などの案内し、必要な備品等の確保を呼び掛ける。

4. 3 初動期・応急対応

(1) 災害廃棄物等対策組織の設置

発災後、災害対策本部の設置が発令された場合は、災害廃棄物政策課は速やかに災害廃棄物等対策組織を設置し、応急対策を行う。

(2) 火山灰等廃棄物の処理と資源化

火山灰が付着した片付けごみや解体廃棄物は除灰作業が加わり、処理の複雑化・困難化、再生利用率が低下することを考慮する必要がある。

なお、火山灰は本計画の対象外であるため、火山灰の処理については、廃棄物部局と道路部局が連携して、処理を行う。

(3) 仮置場の設置・運営

火山灰は、仮置場の一部に専用排出場所を設ける。大量な火山灰を仮置きする場合は、別途専用の仮置場の設置を検討する。

4. 4 復旧・復興対策

原則として、震災廃棄物や水害廃棄物と同様の対応とする。(防災担当課)や(火山灰担当課)と連携し、状況に合わせて対応するほか、必要に応じて近隣市や県への支援を要請する。